

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(2) 区域選定の理由

(1) において設定した 61 箇所を重点促進区域に設定した理由について、下記に記す。

【重点促進区域 1（会津若松市 会津若松工業団地地区）】

本区域は、地域の特性として、半導体製造業をはじめとし、医薬品製造、輸送用機械製造などの先端産業関連の企業の事業所が集積しており、かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジから 10 キロ圏内に位置するとともに、一般国道 118 号（若松西バイパス）に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、成長ものづくり産業等を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

なお、平成 27 年度の工場適地調査においては、本区域に約 6.5 ヘクタールの未決定面積があるとされているが、当該用地全体を対象にして新たに工業団地を整備し、平成 28 年度に工事が完了した。当該工業団地については、平成 28 年度にすでに約 2.0 ヘクタールが分譲済となっており、道路用地等を除いた未決定面積は約 3.1 ヘクタールとなっている。

【重点促進区域 2（会津若松市 会津若松高久工業団地地区）】

本区域は、地域の特性として、半導体製造業の企業の事業所が集積しており、かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジから 5 キロ圏内に位置するとともに、一般国道 49 号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、成長ものづくり産業等を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 3（会津若松市 一ノ堰地区）】

本区域は、地域の特性として、精密機器や輸送用機械関連の事業所が集積しており、かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジから 10 キロ圏内に位置するとともに、磐越自動車道会津若松インターチェンジから 10 キロ圏内に位置するとともに、一般国道 118 号及び県道 128 号会津若松会津高田線に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、成長ものづくり産業等を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 4（会津若松市 一ノ堰村東地区）】

本区域は、地域の特性として、会津塗の伝統を生かした仏壇製造の企業の事業所が集積しており、かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジから 10 キロ圏内に位置するとともに、一般国道 118 号及び県道 128 号会津若松会津高田線に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、地域資源活用型産業等を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 5（会津若松市 扇町地区）】

本区域は、地域の特性として、電子機器や医療機器などの先端産業に使用される非鉄金属製造の企業の事業所が集積しており、かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジから5キロ圏内に位置するとともに、一般国道 118 号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、成長ものづくり産業等を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 6（会津若松市 黒川地区）】

本区域は、地域の特性として、伝統を生かした食料品製造の企業や会津塗の伝統を生かした仏壇製造の企業の事業所が集積しており、かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジから5キロ圏内に位置するとともに、一般国道 49 号及び一般国道 252 号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、地域資源活用型産業等を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 7（会津若松市 漆器工場団地地区）】

本区域は、地域の特性として、会津塗の伝統を生かした漆器製造や木工の企業の事業所が集積しており、かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジから10キロ圏内に位置するとともに、一般国道 118 号（若松西バイパス）及び県道 128 号会津若松会津高田線に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、地域資源活用型産業等を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 8（会津若松市 真宮工業団地地区）】

本区域は、地域の特性として、医療機器製造業や半導体関連企業等の事業所が集積しており、かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジおよび新鶴スマートインターチェンジから5キロ圏内に位置し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、成長ものづくり産業等を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 9（会津若松市 東長原地区）】

本区域は、地域の特性として、医薬品を含む先端産業の素材や原材料に使用される化学品製造の企業の事業所企業の事業所が集積しており、かつ、磐越自動車道磐梯河東インターチェンジから2キロ圏内に位置するとともに、一般国道 49 号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、成長ものづくり産業等を推進するため重点的に支援を投入すべ

き区域である。

【重点促進区域 10（会津若松市 広田地区）】

本区域は、地域の特性として、産業機械や医療機器などの先端産業に使用される鉄鋼業や非鉄金属加工業の企業の事業所が集積しており、かつ、磐越自動車道磐梯河東インターチェンジから5キロ圏内に位置するとともに、一般国道49号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、成長ものづくり産業等を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 11（会津若松市 町北地区）】

本区域は、地域の特性として、伝統を生かした食料品製造の企業の事業所が集積しており、かつ、磐越自動車道磐梯河東インターチェンジから5キロ圏内に位置するとともに、一般国道49号及び一般国道252号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、地域資源活用型産業等を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 12（会津若松市 南四合地区）】

本区域は、地域の特性として、畳など地域資源活用型産業の企業の事業所が集積しており、かつ、磐越自動車道磐会津若松インターチェンジから5キロ圏内に位置するとともに、一般国道118号（若松西バイパス）に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、地域資源活用型産業等を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 13（会津若松市 飯寺地区）】

本区域は、地域の特性として、医療機器製造の企業の事業所が集積しており、かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジから5キロ圏内に位置するとともに、一般国道118号（若松西バイパス）に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、成長ものづくり産業等を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 14（会津若松市 面川地区）】

本区域は、地域の特性として、会津塗の技術を生かした漆器製造の事業所が集積しており、かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジから10キロ圏内に位置するとともに、一般国道118号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、地域資源活用型産業等を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

会津地域基本計画 別紙 2

【重点促進区域 15（会津若松市 会津若松河東工業団地地区）】

本区域は、地域の特性として、医療機器製造や再生可能エネルギー関連産業の企業の事業所が集積しており、かつ、磐越自動車道磐梯河東インターチェンジから3キロ圏内に位置するとともに、一般国道49号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、成長ものづくり産業や再生可能エネルギー産業等を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 16（会津若松市 上米塚地区）】

本区域は、地域の特性として、輸送用機械や再生可能エネルギー関連機器製造の企業の事業所が集積しており、かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジから10キロ圏内に位置するとともに、一般国道118号（若松西バイパス）及び県道128号会津若松会津高田線に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、成長ものづくり産業や再生可能エネルギー産業等を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 17（会津若松市 東栄町地区）】

本区域は、地域の特性として、平成27年に会津若松市が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、ICT関連企業が機能移転できる環境（専門オフィスビル）を整え、企業誘致を行う事業（「ICTオフィス環境整備事業」）の用地とされており、かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジから10キロ圏内に位置するとともに、一般国道118号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、ICT人材を活用した第4次産業革命（ICT企業の集積とIoTの地域展開）を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 18（喜多方市 熱塩加納工業団地地区）】

本区域は、農村工業団地として整備され、医療関連機器製造をはじめとする事業所が立地する区域である。また、一般国道121号から約1.5キロ、会津縦貫北道路喜多方インターチェンジまで約10キロと良好なアクセスを有し、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 19（喜多方市 鳥見山工業団地地区）】

本区域は、農村工業団地として整備され、非鉄金属製造業をはじめとする事業所が立地し、一般国道121号から約0.5キロ、会津縦貫北道路喜多方インターチェンジまで約8.5キロと良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所であることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 20（喜多方市 堰上工業団地地区）】

本区域は、農村工業団地として整備され、市内で採取した原料により輸送用関連産業や薬品等へ活用される製品を製造する事業所をはじめとする企業が立地し、一般国道 121 号から約 0.5 キロ、会津縦貫北道路喜多方インターチェンジまで約 8.5 キロと良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所であることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 21（喜多方市 松舞家工業団地地区）】

本区域は、農村工業団地として整備され、精密部品製造業をはじめとする事業所が立地し、一般国道 459 号まで約 2.5 キロ、会津縦貫北道路喜多方インターチェンジまで約 4.5 キロと良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所であることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 22（喜多方市 三井工業団地地区）】

本区域は、農村工業団地として整備され、地域資源活用型産業をはじめとする事業所が立地し、一般国道 121 号まで約 1 キロ、会津縦貫北道路喜多方インターチェンジまで約 2 キロと良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所であることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 23（喜多方市 堂畑工業団地）】

本区域は、農村工業団地として整備され、精密部品製造業をはじめとする事業所が立地し、一般国道 121 号に隣接し良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所であることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 24（喜多方市 別府工業団地地区）】

本区域は、農村工業団地として整備され、航空部品や精密部品製造業をはじめとする事業所が立地し、一般国道 121 号に隣接し、会津縦貫北道路塩川インターチェンジまで 1.7 キロと良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所であることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 25（喜多方市 松原工業団地地区）】

会津地域基本計画 別紙 2

本区域は、輸送用関連機器製造業をはじめとする事業所が立地し、一般国道 121 号に近接し、会津縦貫北道路喜多方インターチェンジから約 8 キロと良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所であることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 26（喜多方市 宮津工業団地地区）】

本区域は、輸送用関連機器を製造する事業所をはじめとする事業所が立地し、一般国道 121 号に隣接し、会津縦貫北道路喜多方インターチェンジまで約 3.8 キロと良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所であることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 27（喜多方市 押切地区）】

本区域は、地域資源活用型産業である清酒や繊維製品を製造する事業所をはじめとする企業が立地し、一般国道 121 号や一般国道 459 号線に約 3 キロと良好なアクセスを有し、市街地からも近い場所であり、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 28（喜多方市 米室地区）】

本区域は、非鉄金属製品や輸送用機械を製造する事業所が立地し、一般国道 121 号線に約 2 キロ、会津縦貫北道路喜多方インターチェンジまで約 3 キロと良好なアクセスを有し、市街地からも近い場所であり、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 29（喜多方市 沢部地区）】

本区域は、地域資源活用型産業が立地していた場所で、現在再生可能エネルギー関連施設が立地しており、一般国道 121 号に約 2.5 キロ、会津縦貫北道路喜多方インターチェンジまで約 3.5 キロと良好なアクセスを有し、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 30（喜多方市 高堂太地区）】

本区域は、輸送用関連機器を製造する事業所をはじめとする事業所が立地し、一般国道 121 号に隣接し、会津縦貫北道路喜多方インターチェンジまで約 1 キロと良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所であることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するため

会津地域基本計画 別紙 2

に重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 31（喜多方市 下柴地区）】

本区域は、精密機器を製造する事業所をはじめとする事業所が立地し、一般国道 459 号に隣接し、会津縦貫北道路喜多方インターチェンジまで約 4.5 キロと良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所であることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 32（喜多方市 熊倉地区）】

本区域は、精密機器を製造する事業所をはじめとする事業所が立地し、一般国道 121 号に約 4 キロで、会津縦貫北道路喜多方インターチェンジまで約 5 キロと良好なアクセスを有し、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 33（喜多方市 塩川地区）】

本区域は、輸送用関連機器を製造する事業所をはじめとする事業所が立地し、一般国道 121 号に隣接し、会津縦貫北道路塩川インターチェンジまで約 2 キロと良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所であることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点推進区域 34（喜多方市 新工業団地地区）】

本区域は、平成 29 年度より市が新たに造成する場所であり、市が積極的に産業集積を目指す重点地域になる。また、今後会津縦貫北道路喜多方インターチェンジに向けてアクセス道路を整備する方針であり、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 35（下郷町 落合地区）】

本区域は、地域の特性として、電子機器や医療福祉機器などの製造を行う株式会社 A I テクノロジーが立地する地域であり、磐越自動車道会津若松インターチェンジから 40 キロ圏内に、東北自動車道白河インターチェンジから 30 キロ圏内に位置するとともに、県道 347 号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

会津地域基本計画 別紙 2

【重点促進区域 36（下郷町 沢田地区）】

本区域は、本町の中心部にあたり、山間部の多い本町では企業が立地できる数少ない地域の一つである。地域の特性として、電子機器製造・組立を行う株式会社セコニック電子が立地する地域であり、磐越自動車道会津若松インターチェンジから 40 キロ圏内に、東北自動車道白河インターチェンジから 30 キロ圏内に位置するとともに、県道 347 号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 37（下郷町 音金地区）】

本区域は、地域の特性として、地域で生産される野菜等を活用した食料品を製造する株式会社香精が立地する地域であり、磐越自動車道会津若松インターチェンジから 50 キロ圏内に、東北自動車道白河インターチェンジから 30 キロ圏内に位置するとともに、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 38（下郷町 高俣地区）】

本区域は、地域の特性として、輸送用機械部品等を製造する暁精機株式会社が立地する地域であり、現在整備中の会津縦貫南道路田代インターチェンジ（仮）に隣接するとともに、磐越自動車道会津若松インターチェンジから 30 キロ圏内に、東北自動車道白河インターチェンジから 30 キロ圏内に位置し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 39（只見町 楢戸地区）】

本区域は、町の誘致企業として、カメラ部品の製造など先端産業関連企業の事業所が集積しており、雇用促進が図られている区域である。また、一般国道 289 号沿線に立地しており、町内中心部にも近いことから、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもある。以上から、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 40（只見町 二軒在家地区）】

本区域は、地域の特性として、鋳物の独自工法による取組で、全国各地から注文を受ける事業所が立地する場所であり、町内において雇用促進が図られている区域である。交通アクセスこそ十分とは言えないが、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 41（南会津町 森之前工業団地地区）】

本区域は、地域の特性として、半導体製造業をはじめとし輸送用機械製造などの先端産業関連の企業の事業所が集積する場所、かつ、一般国道 121 号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 42（南会津町 田部原地区）】

本区域は、地域の特性として、医療機器製造業の企業の事業所が集積する場所、かつ、一般国道 121 号から 2 キロ圏内に位置するとともに、県道高岡田島線に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 43（南会津町 糸沢地区）】

本区域は、地域の特性として、電気機械器具製造業の企業の事業所が集積する場所、かつ、森之前工業団地に隣接するとともに、一般国道 121 号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 44（西会津町 西会津工業団地地区）】

本区域は、起伏のない平坦地であり、地域の特性として、製造業の企業が集積する場所である。磐越自動車道西会津インターチェンジまで 3 キロ、一般国道 49 号までは 2.5 キロと、良好なアクセスを有する交通インフラが充実した場所であることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 45（西会津町 野沢地区）】

本区域は、製造業の企業が立地する場所である。一般国道 49 号に隣接し、磐越自動車道西会津インターチェンジまで 2 キロと、良好なアクセスを有する交通インフラが充実した場所であることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点推進区域 46（西会津町 群岡地区）】

会津地域基本計画 別紙 2

本区域は、製造業の企業が立地する場所である。J R磐越西線上野尻駅に隣接し、一般国道 49 号まで 1.5 キロ、磐越自動車道西会津インターチェンジまで 7 キロと、良好なアクセスを有する交通インフラが充実した場所であることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 47（磐梯町 諏訪山地区）】

本区域は、地域の特性として、カメラ関連機器製造企業が立地する場所、かつ、磐越自動車道磐梯河東インターチェンジから約 1 キロをはじめ、一般国道 49 号および主要地方道猪苗代塩川線から共に約 2 キロ圏内であることから、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、会津若松市や郡山市に近く都市環境を十分に享受できるメリットがあることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 48（磐梯町 一の沢工場適地地区）】

本区域は、地域の特性として、町を東西に走る主要地方道猪苗代塩川線から、南へ約 200 メートル程度離れた高台に位置し、未造成地ながらも起伏の少ない平坦な地形である。また、磐越自動車道磐梯河東インターチェンジまで約 3.5 キロ、国道 49 号線まで約 4.5 キロに位置する良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、会津若松市や郡山市に近く都市環境を十分に享受できるメリットがあることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 49（猪苗代町 翁島地区）】

翁島地区は、地域の特性として、輸送用機械器具製造工場等があり、地区内に J R磐越西線翁島駅があり、磐越自動車道猪苗代磐梯高原インターチェンジから 10 キロ圏内に位置するとともに、一般国道 49 号や県道 7 号等に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 50（猪苗代町 月輪地区）】

月輪地区は、地域の特性として、プラスチック製品製造工場等があり、地区内に J R磐越西線関都駅及び上戸駅があり、磐越自動車道猪苗代磐梯高原インターチェンジから 10 キロ圏内に位置するとともに、一般国道 49 号や県道 322 号等に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 51（猪苗代町 川桁地区）】

川桁地区は、地域の特性として、工業用プラスチック製品工場等があり、地区内に JR 磐越西線川桁駅があり、磐越自動車道猪苗代磐梯高原インターチェンジから 10 キロ圏内に位置するとともに、県道 203 号及び 322 号等に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 52（猪苗代町 吾妻地区）】

吾妻地区は、地域の特性として、電気音響機械器具製造工場等があり、磐越自動車道猪苗代磐梯高原インターチェンジから 15 キロ圏内に位置するとともに、一般国道 115 号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 53（会津坂下町 坂本工業団地地区）】

本区域は、金属製品製造業、紙加工品製造業、木製品製造業などの企業が集積する場所で積極的な設備投資が行われている区域で、かつ、磐越自動車道会津坂下インターチェンジ及び一般国道 49 号に隣接し、良好なアクセスを有し交通インフラが充実した場所であることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 54（会津坂下町 第 2 坂本工業団地地区）】

本区域は、金属製品製造業、紙加工品製造業、木製品製造業などの企業が集積する坂本工業団地に隣接する区域で、坂本工業団地同様に磐越自動車道会津坂下インターチェンジ及び一般国道 49 号に隣接し、良好なアクセスを有し交通インフラが充実した場所であることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等の新たな企業立地を促進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 55（会津坂下町 坂下西部地区）】

本区域は、医療・ロボット関連金属製品製造業などの企業が集積する区域で、磐越自動車道会津坂下インターチェンジから 5 キロ圏内に位置するとともに一般国道 49 号に隣接し、良好なアクセスを有し交通インフラが充実した場所であることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等の新たな企業立地や成長を促進するため、重点的に支援を投入すべき区域である。

会津地域基本計画 別紙 2

【重点促進区域 56（湯川村 浜崎工業団地地区）】

本区域は、地域の特性として、自動車制御機器製造業をはじめとし、光学機器製造、測量・医療機器の製造から、食料品総合卸売業などの様々な業所が集積する場所、かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジから10キロ圏内に位置するとともに、一般国道121号（米沢街道）に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 57（湯川村 清水田地区）】

本区域は、有限会社日本美術産業の工業用地であり、主に位牌・仏壇の製造業を行っている。磐越自動車道会津若松インターチェンジから10キロ圏内に位置するとともに、会津縦貫北道路に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 58（柳津町 柳津工業団地地区）】

本区域は、地域の特性として、コンクリート二次製品製造業をはじめとし、安全靴製造、じゃかご・金網製造、縫製加工などの製造業を中心とした企業の事業所が集積しており、かつ、一般国道252号に隣接し、さらには磐越自動車道会津坂下インターチェンジから約3キロという、良好な交通アクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 59（会津美里町 高田工業団地地区）】

本区域は、地域の特性として、卸売業、食料品製造業、非鉄金属製造業などの企業の事業所が集積する場所、かつ、磐越自動車道新鶴スマートインターチェンジと磐越自動車道会津若松インターチェンジから10キロ圏内に位置するとともに、一般国道401号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域 60（会津美里町 あいづ本郷北工業団地地区）】

本区域は、地域の特性として、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業などの企業の事業所が集積する場所、かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジから10キロ圏内、磐越自動車道新鶴スマートインターチェンジから15キロ圏内に位置するとともに、県道128号（会津若松会津高田線）に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。

会津地域基本計画 別紙 2

【重点促進区域 61（会津美里町 新鶴工業団地地区）】

本区域は、地域の特性として、一般機械器具製造業などの企業の事業所が集積する場所、かつ、磐越自動車道新鶴スマートインターチェンジから5キロ圏内に位置するとともに、県道365号（赤留塔寺線）に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、成長ものづくり産業や地域資源活用型産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。